

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和三年十二月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年八月二十六日奈良県指令高土第三三一六号

令和三年十月二十二日奈良県指令高土第三三一六一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年十一月二十二日高土第一〇〇二号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年十一月二十二日高土第四二三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市八川一九九番一三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市北之庄町四一―二

株式会社キノシタ 代表取締役 木下智喜

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市八川一九九番一三の一部

下水道 葛城市八川一九九番一三の一部